

学生協ニュース

No.8

東北大学学生生活協議会広報委員会

寮生ら学寮専委員長を拘束 入寮募集停止即時解除を強要

有ってはならない暴走がまた繰り返されました。11月9日(火)午後5時過ぎ、経済学部中川教授(学寮専門委員会委員長)が帰宅のため、川内南キャンパス駐車場に駐車していた自家用車に乗ったところ、寮生らに取り囲まれ、その後寮生らは運転席のドアを開けて自家用車の発進を妨害しました。このため、同教授は約40名の集団に暗闇の中で約2時間にわたって拘束されました。その間この者達は同教授に対し、写真のフラッシュを何度もたいて苦痛を与え、罵詈雑言を浴びせ続けました。この者たちは同教授に対して「中川は入寮募集停止を継続すると言っているのはけしからん」「会って説明しないのは許せない」等と発言し、さらには、「帰さないぞ」「東北大学に居れないようにするぞ」等と、学問の府に身おく者にあるまじき暴言さえ口にしました。また、川内南キャンパス各部署の事務職員や経済学部の教官が、急を聞いて現場に駆けつけ、経済学部教官が同教授を解放するよう説得にあたりましたが7時過ぎまで拘束を解きませんでした。

粗暴な行動が後を絶ちません 大学はこのような行為を絶対許しません

一昨年の平成9年、大学が私的生活費自己負担の原則に基づき電気料負担区分是正の方針を明らかにして以来、寮生及び寮生と見られる者の粗暴な行動があったため、何度も注意・警告を繰り返していますが、このような行動が後を絶ちません。部局庁舎乱入やビラ貼り、建物の汚損行為などの回数も数え切れず、人身の拘束等に関わる主なものだけをあげても次のとおりです。

- 平成10年 6月18日 学寮専門委員会委員(学寮専委員)及び学生生活協議会委員を長時間拘束し要求を強要(学生協だより No.3) 寮連
- 平成10年 7月15日 新屋学務部長(当時)を拘束(学生協だより No.4) 寮連
- 平成10年12月 8日 「第二団交」要求書手渡しの際、学寮専委員長他を長時間拘束(学生協だより No.6) 寮連
- 平成11年 4月30日 学務部職員に不法入寮者の寄宿料受領強要し拘束(学生協ニュース No.3) 日就寮 5月31日にも同様な行動(学生協だより No.11)
- 平成11年 6月16日 法学部教授会に乱入(学生協ニュース No.5) ヘルメット覆面 犯行声明(学生協ニュース No.6) 寮生共闘

今回のこの行為には、有朋・日就2寮の寮生、特に東北大学学生寮自治会連合(寮連)及び2寮委員会の執行委員経験者が加わっていたことが確認されています。当然、大学はこのような行為を許すことはあり得ません。特に、今回の事件に類似する昨年7月15日の学務部長拘束事件の後、大学が「今後このような行為が再び行われるなら、問題を大学内で解決することが不可能になる恐れもある」旨を告示しています(学生協だより No.4)。

未払い分の電気料を支払いましたが、不法入寮者は依然として存在します

すでに「学生協ニュース No.7」でお知らせしたように、寮連は10月19日、10月請求分電気料(9月使用分)を支払うと共に、大学に対して直ちに現在実施中の「入寮募集停止」の措置を解除するよう要求しました。また、11月9日(火)学務部厚生課の学寮担当に2寮の委員が昨年来未納の電気料の全額(有朋寮は概算)を持参しました。その際、「11月請求分も持参する」旨表明しました。

しかし、一方で寮連はビラ等で、「電気料是正の正当性を認めたわけではない」、「1年生(不法入寮者)の存寮を勝ち取る」等と主張しています。今後請求分電気料の支払いが確実に継続される保証はなく、今回の一連の支払い自体も、大学に入寮募集停止を解除させることで、いわゆる「自主募集」の結果不法入寮者にしてしまった1年生の入居を正当化し、「入寮は可能」と宣伝した自らの責任を逃れようとする、戦術的な行動だと理解せざるを得ません。その上に、今回のような粗暴かつ脅迫的な行為に、一部寮生のみならず執行部経験者すら参加している以上、「混乱はなく、整然と運営されている」と主張する2寮の現状が、果たして来年度の新生を迎えるのにふさわしいか否かが、あらためて問われなければなりません。

その上、今回のような脅迫的な行為は、今まで大学が寮生に対して持った信頼に背くものであり信頼関係を前提とした学寮専の寮連との非公式面談さえも難しくする恐れがあります。信頼関係を再構築し、面談のみならず入寮募集停止解除への展望を開く第一歩とするためにも、今回の行為を真剣に反省することを希望します。